

## 市川市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市川市耐震改修促進計画に基づき緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、緊急輸送道路沿道建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において、市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費補助金（以下「予備診断費補助金」という。）及び市川市緊急輸送道路沿道建築物本診断費補助金（以下「本診断費補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。次号及び第5号において「法」という。）第6条第3項の規定により市川市耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物 法第14条第3号に規定する通行障害建築物（国、地方公共団体又は独立行政法人が所有するものを除く。）をいう。
- (3) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 予備診断 国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した次に掲げる図書に定める基礎調査又は予備調査をいう。
  - ア 2011年改訂版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説
  - イ 2017年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説
  - ウ 2009年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説
  - エ 既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針

(5) 本診断 法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の規定に基づく耐震診断をいう。

(6) 耐震診断者 次のいずれかに該当する者であって、この要綱に基づき緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を行うものをいう。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている一級建築士事務所又は二級建築士事務所に所属している者で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げるもの

イ 市川市耐震診断助成事業実施要綱（平成16年9月6日施行）第7条の登録を受けた木造住宅耐震診断士であって、次に掲げる要件の全てを満たす緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を行うもの

(ア) 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木材であること。

(イ) 在来工法（土台、柱及び梁等を用いて組み立てられる工法をいう。）により建築されたものであること。

(ウ) 地上階数が2以下であること。

ウ 市川市耐震診断助成事業実施要綱第14条の登録を受けたマンション耐震診断士

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）

は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める建築物とする。

(1) 予備診断費補助金 次に掲げる要件の全てを満たす緊急輸送道路沿道建築物

ア 市内に現に存する建築物であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。

ウ 本要綱に基づく補助金及び耐震診断に係る他の補助金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた建築物でないこと。

(2) 本診断費補助金 次に掲げる要件の全てを満たす緊急輸送道路沿道建築物

ア 前号に掲げる要件を満たすこと。

イ 木造以外の建築物にあっては、予備診断（予備診断費補助金の交付を受けて行ったものに限る。）の結果、補助対象建築物の本診断を行う必要があると認められたものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 補助対象建築物の所有者（複数の者が共同所有する場合にあっては、共同所有者全員の合意により選出された代表者。以下同じ。）又は管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）であること。

(2) 管理組合である場合にあっては、補助対象建築物の耐震診断を受けることについて、集会（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の集会をいう。）の決議を経ていること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる補助金の区分に応じ、同表の中欄に定める経費とする。

2 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助金の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める申請書によるものとする。

(1) 予備診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 本診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物本診断費補助金交付申

請書（様式第2号）

- 2 前項第1号の申請書の添付書類は、次のとおりとする。ただし、規則第3条第1項の申請者（以下「申請者」という。）が管理組合であるときは、第8号に掲げる書類を省略することができる。
  - (1) 補助対象建築物の建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し又は当該建築物の建築年月日を確認することができる書類
  - (2) 補助対象建築物が緊急輸送道路沿道建築物であることを確認することができる図面（当該補助対象建築物の高さ、当該補助対象建築物から緊急輸送道路の境界線までの距離及び緊急輸送道路の幅員を確認することができるものに限る。）
  - (3) 補助対象建築物の配置図、平面図及び立面図並びに当該補助対象建築物の用途及び階ごとの面積を確認することができる書類
  - (4) 補助対象建築物の登記事項証明書
  - (5) 申請者が法人である場合にあっては、法人登記事項証明書
  - (6) 申請者が管理組合である場合にあっては、当該管理組合の規約及び当該管理組合による補助対象建築物の耐震診断を受けることの決議書
  - (7) 補助対象建築物の予備診断に要する費用の見積書又はその写し
  - (8) 補助対象建築物を複数の者が共同所有する場合にあっては、当該補助対象建築物の耐震診断を受けることについて所有者全員の同意を得たことを証する書類
  - (9) 第2条第6号アに掲げる者の予備診断を受ける場合にあっては、当該者であることを証する書類
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項第2号の申請書の添付書類は、次のとおりとする。ただし、予備診断を行った耐震診断者と本診断を行う耐震診断者が同一である場合にあっては第3号に掲げる書類を、予備診断費補助金の交付を受けたものが同一年度内に同一建築物の本診断費補助金の交付を受けようとする場合にあっては第4号に掲げる書類を、それぞれ省略することができる。

- (1) 補助対象建築物が木造以外の建築物である場合にあっては、補助対象建築物の予備診断の結果に係る報告書の写し
- (2) 補助対象建築物の本診断に要する費用の見積書又はその写し
- (3) 第2条第6号アに掲げる者の本診断を受ける場合にあっては、当該者であることを証する書類
- (4) 前項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 第1項の申請書は、補助対象建築物の予備診断又は本診断を受ける前及び予備診断又は本診断の実施に関する契約を締結する前に市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 予備診断費補助金にあっては耐震診断者による予備診断を、本診断費補助金にあっては耐震診断者による本診断を受けること。
- (2) 耐震診断が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告すること。
- (3) 前号の規定による報告をしたときは、市長の指示に従うこと。
- (4) 本診断費補助金にあっては、本診断の結果について、公的機関等（耐震診断の内容について確認等を行う公益法人等として市長が認めるものをいう。以下同じ。）の確認等を受けること。ただし、補助対象建築物が第2条第6号イに掲げる要件の全てを満たす緊急輸送道路沿道建築物である場合にあっては、公的機関等の確認等を受けることを要しないものとする。
- (5) 木造の建築物について、一般財団法人日本建築防災協会が発行した木造住宅の耐震診断と補強方法に定める指針に基づく耐震診断を行う場合にあっては、同指針に定める精密診断法により行うこと。
- (6) 第11条の規定による通知後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費・本診断費補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、市長に報告すること。

（決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 予備診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費補助金交付可否決定通知書（様式第4号）
- (2) 本診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物本診断費補助金交付可否決定通知書（様式第5号）

（変更等の承認）

第9条 規則第8条の承認を受けようとするものは、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 予備診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）
- (2) 本診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物本診断費補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第7号）

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める通知書により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

- (1) 予備診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第8号）
- (2) 本診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物本診断費補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第9号）

（実績報告）

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める実績報告書によるものとする。

- (1) 予備診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費補助金実

績報告書（様式第10号）

(2) 本診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物本診断費補助金実績報告書（様式第11号）

2 前項第1号の実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 予備診断の結果の報告書
- (2) 予備診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 予備診断に要した費用の領収証その他の予備診断の実施に関する契約書に定められた当該予備診断に要した費用の支払を証する書類の写し
- (4) 本診断に要する費用の見積書又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項第2号の実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。ただし、第7条第4号ただし書の規定の適用があるときは、第4号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 本診断の結果の報告書及びその内容を要約した書類
- (2) 本診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 本診断に要した費用の領収証その他の本診断の実施に関する契約書に定められた当該本診断に要した費用の支払を証する書類の写し
- (4) 本診断の結果について公的機関等の確認等を受けたことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 第12条第2項の規定により補助金の請求及び受領を耐震診断者に委任する場合における第2項第3号又は前項第3号の規定の適用については、第2項第3号中「領収証その他の予備診断の実施に関する契約書に定められた当該予備診断に要した費用の支払を証する書類」とあり、及び前項第3号中「領収証その他の本診断の実施に関する契約書に定められた当該本診断に要した費用の支払を証する書類」とあるのは、「請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を控除した額の支払を証する書類」とする。

5 第1項の実績報告書の提出期限は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 予備診断費補助金 第8条第1号の通知書の交付を受けた日から60日を経過する日又は当該通知書の交付を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日

(2) 本診断費補助金 第8条第2号の通知書の交付を受けた日の属する年度の1月末日

(額の確定)

第11条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める通知書により補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

(1) 予備診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費補助金額確定通知書（様式第12号）

(2) 本診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物本診断費補助金額確定通知書（様式第13号）

(交付の請求)

第12条 規則第16条の交付請求書は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める請求書によるものとする。

(1) 予備診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物予備診断費補助金交付請求書（様式第14号）

(2) 本診断費補助金 市川市緊急輸送道路沿道建築物本診断費補助金交付請求書（様式第15号）

2 規則第6条第1項の規定により補助金を交付する旨の通知を受けたものは、その請求及び受領の権限を当該補助金に係る耐震診断を行った耐震診断者に委任することができる。

3 前項の規定による委任を受けた耐震診断者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1項の請求書及び委任状を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則



この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

別表（第5条関係）

補助金	補助対象経費	補助金の額
予備診断費補助金	補助対象建築物の予備診断に要する費用のうち、耐震診断者に支払った額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、34,000円を限度とする。
本診断費補助金	補助対象建築物の本診断に要する費用のうち、耐震診断者に支払った額	補助対象経費と次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を合計した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、1,500,000円を限度とする。  (1) 補助対象建築物の床面積の1,000㎡以内の部分 3,670円／㎡にその部分の面積を乗じた額  (2) 補助対象建築物の床面積の1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円／㎡にその部分の面積を乗じた額  (3) 補助対象建築物の床面積の2,000㎡を超える部分 1,050円／㎡にその部分の面積を乗じた額